

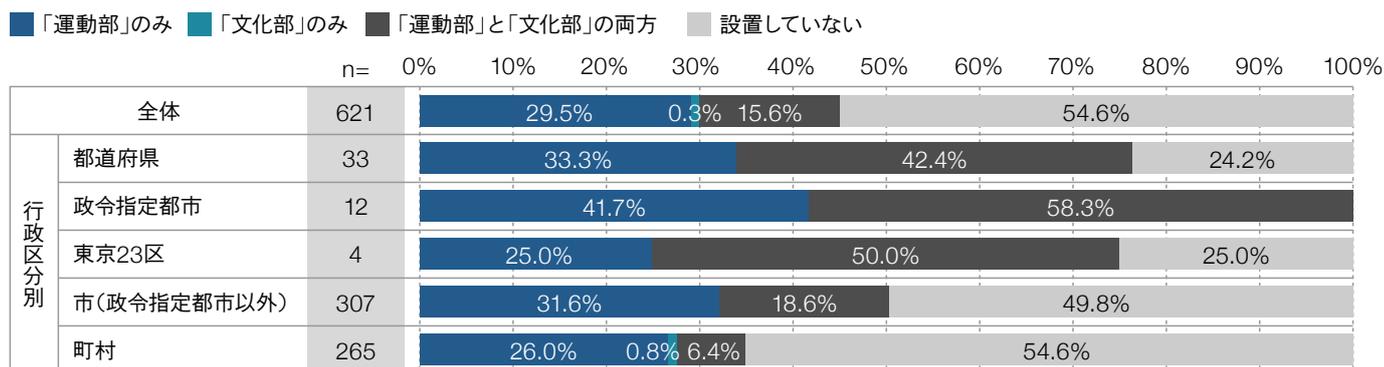
「部活動指導員」導入・実施等に関するアンケート調査結果の分析(その1)

「部活動指導員」制度に関する調査として、全国すべての教育委員会(都道府県・政令指定都市・東京23区・市町村)を対象に、令和2年1月10日～31日までの期間に実施した。Web上でURLにアクセスして回答するアンケートで、回答者は「部活動指導員」の任用や学校配置など部活動に携わる部署の担当者である。なお、回答結果の割合を%で表記し、その他の詳細は資料として巻末に付した。

(1)「部活動指導員」の任用実態と地域性

【図1】は、「設問01」の結果である。全体では45.4%(内29.5%が運動部)の教育委員会が、部活動指導員を任用して学校に配置していることが見て取れる。特徴として、政令指定都市においては全ての都市が配置を終えている。また、都道府県と東京23区は75.0%以上が配置済みであることも分かる。しかし、政令指定都市以外の市は50.2%、また町村においては33.2%程度の配置率であった。

■図1:部活動指導員の任用と所轄学校への配置状況

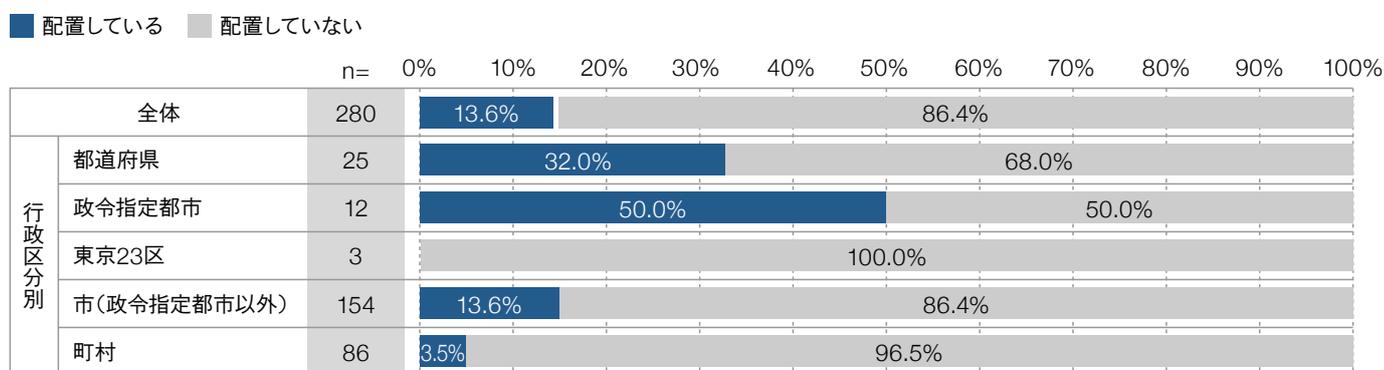


(2)「学生(学部生・大学院生)」の任用

【図2】は、「設問03」の結果である。これによると部活動指導員に学生を任用している自治体は、全体で13.6%しかない。しかし、政令指定都市では50.0%、また都道府県は32.0%となる。東京23区は別として、学生の居住が多い政令指定都市では学生の任用率が高く、地域的な差もうかがえる。一方、東京23区では学生の配置は皆無であり、町村も3.5%と少なくとも一つの特徴が表れた。それゆえ、学生を配置しない理由を問うと、採用条件に合わない12.3%、学生を望んでいない10.3%が顕著であるが、当初から想定していない自治体もみられる。また、7.8%(主に町村)は地域内に学生がいらない、大学がない、条件に見合う学生がいらない、指導できる人材の不足を示していることから、自治体によっては条件や地理的な要因により学生が部活動指導員の対象とされていないことが分かる。

全体では45.4%(内29.5%が運動部)の教育委員会が、部活動指導員を任用して学校に配置していることが見て取れる。その特徴として、全ての政令指定都市が既に配置を終えていることが分かる。また、都道府県と東京23区は75.0%以上が配置済みである。しかし、政令指定都市以外の市は50.2%、また町村においては33.2%程度の配置率であった。

■図2:部活動指導員への学生の任用と配置状況



「部活動指導員」導入・実施等に関するアンケート調査結果の分析(その2)

(3) 運動部の部活動指導員への報酬額

「設問06」の結果から、全体的では、90.4%と「時給1000円以上2000円未満」が多い。「時給2000円以上3000円未満」が東京23区66.7%、政令指定都市66.7%と続き、都市部が高額であることが分かる。市(政令指定都市以外)では「時給3000円以上4000円未満」が1.9%ある。また、1000円未満は市町村に限りられた。

(4) 運動部に部活動指導員制を実施する主な理由

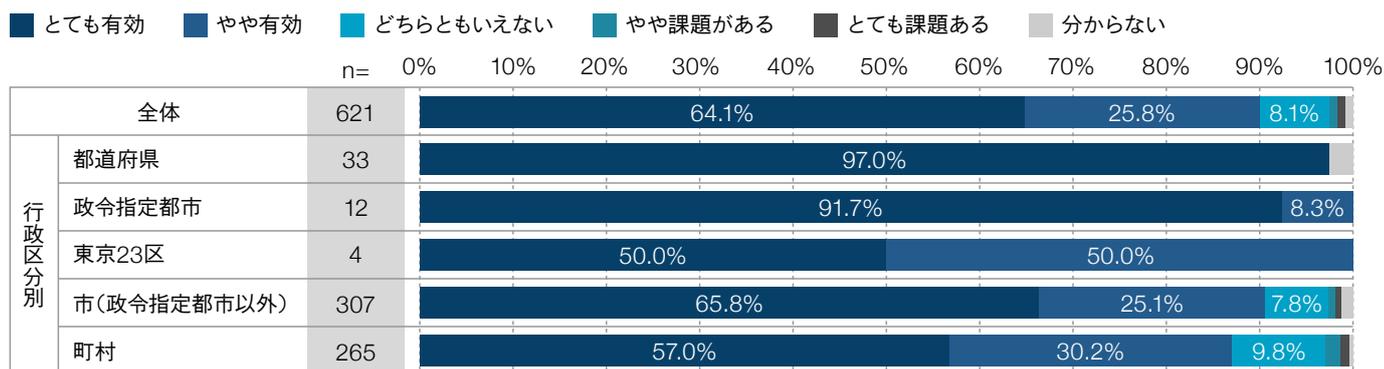
「設問08」の結果から、この制度を実施する理由として、働き方改革としての教員の多忙化解消が93.6%と最も多い。続いて、スポーツ競技の技術指導力の必要性51.8%、顧問教員の不足46.1%となった。

(5) 学校教育の生徒指導や人間関係形成等における運動部活動の有効性

【図3】は、「設問12」の結果である。生徒指導上の問題、人間相互の関係や社会への適応力の育成という意味において、「とても有効」が都道府県で97.0%、政令指定都市91.7%と、その有用性が特に高く認識されていることが観取できる。また、東京23区の「とても有効」と「やや有効」が50%ずつであることは特徴的である。

ここでの課題は、市町村にみられる「どちらともいえない」の約10%が何を意味しているか探る必要がある。特に、町村における「やや課題がある」と、「とても課題がある」は、生徒指導としての人間形成上において見過ごせない事実である。

■図3: 生徒指導や人間関係形成における運動部活動の有効性



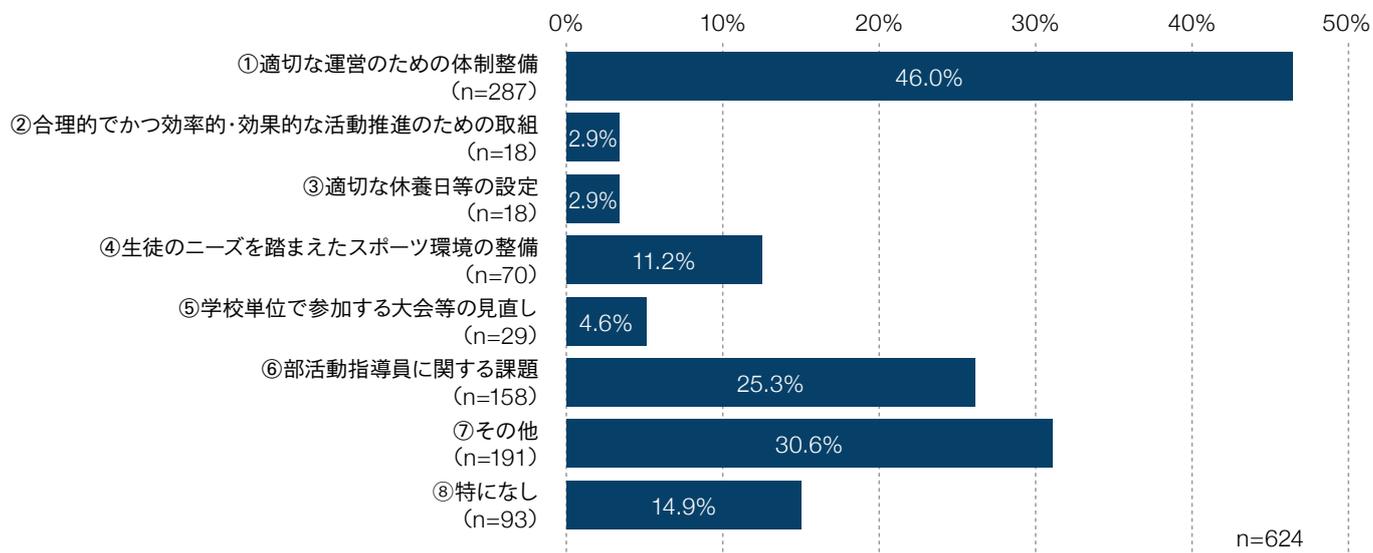
(6) 今後の部活動指導員制の取組み方針

「設問13」の結果から、現時点における今後この制度の推進について各教育委員会の認識は、「積極的に取り組みたい」と「できる限り取り組みたい」が47.4%であり、特に都道府県と政令指定都市が高くなる一方、町村は積極的に取り組みたいは10%に満たない。課題は、やはり年間予算のことが21.3%で、ここでの特徴は、「他の都道府県・市町村の動向に鑑み検討していきたい」である。全体では25.4%、町村に限定すれば33.2%も表出した。様子伺いが見て取れ、「あまり取り組まない」や「取り組まない」が表れ、「分からない」も目立つ。

「部活動指導員」導入・実施等に関するアンケート調査結果の分析(その3)

(7) 現状の運動部活動における課題について(自由記述1)

- 自由記述回答の内容をもとに、1-8のカテゴリーに分類
- 行政区別の結果ではなく、全体のみ結果である

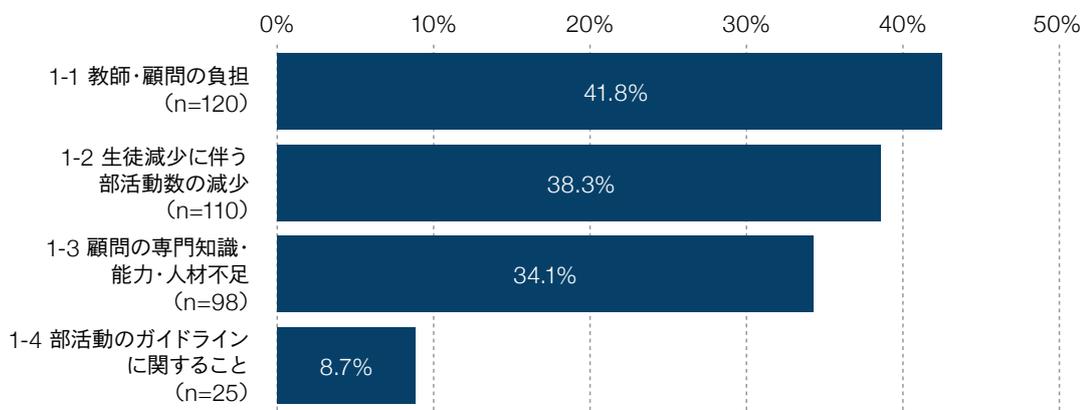


- ◆ 現状の課題として「1.適切な運営のための体制整備」「部活動指導員に関する課題」「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」の順で回答が多かった。
- ◆ その他として「地域や保護者からのプレッシャー」や「学校教育における部活動の限界」などの意見があげられた。

(8) 現状の運動部活動における課題について(自由記述2)

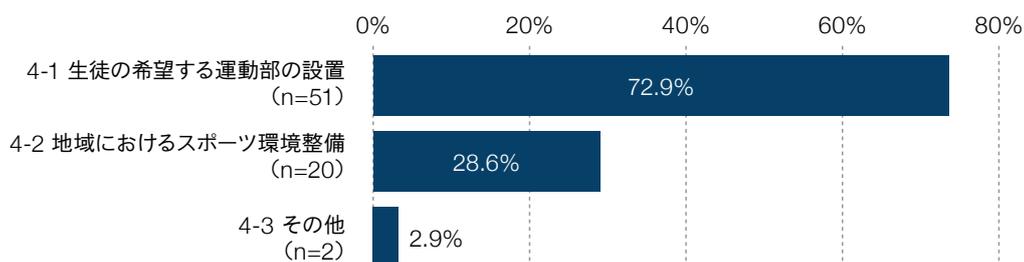
- 課題の回答(自由記述)カテゴリーの中で割合の高かった「1. 適切な運営のための体制整備」「4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」「6. 部活動指導員に関する課題」の内訳(自由記述)を、それぞれカテゴリーに分類
- 行政区別の結果ではなく、全体のみ結果である

■適切な運営のための体制整備の「内訳」(n=287)

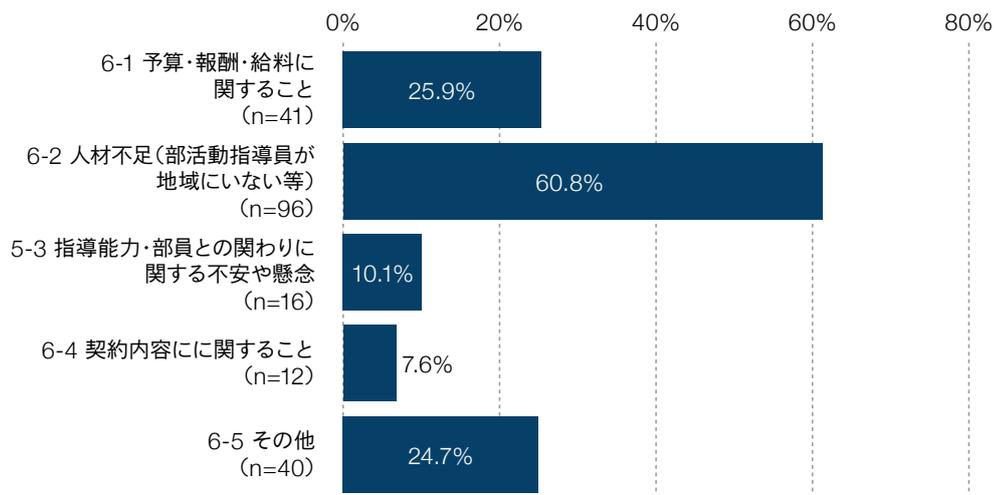


「部活動指導員」導入・実施等に関するアンケート調査結果の分析(その4)

■生徒のニーズを踏まえた環境整備の「内訳」(n=70)



■部活動指導員に関する課題の「内訳」(n=158)



- ◆ 「1. 適切な運営のための体制整備」の内訳は、教師や顧問の負担そして知識・能力・人材の不足に関するものが多かった。
- ◆ 「4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」の内訳は、生徒の希望する運動部の設置に関するものが多かった。
- ◆ 「6. 部活動指導員に関する課題」の内訳は、人材不足そして予算・報酬・給与に関するものが多かった。

(9) 自由記述にみられる特徴

町村

「外部指導者等を積極的に導入していきたいと考えているが、学校のニーズにあった適当な人材の確保が課題となっている」、「教員以外が指導を担うことで負担の軽減を図りたいが、学校教育に理解のある人材の確保が難しい」、「部活動指導員を任用したいが、人材不足」、「部活動指導員等指導者の不足」、「当町は人口4,000人弱の小さな自治体であるため、部活動指導員となる人材がいない現状です。小さな自治体でも部活動顧問の負担軽減を図れるような制度があれば、大変助かります」など、適切な人材の不足が多くの町村が述べている。

市(政令指定都市以外)

「都市部では、部活動指導員が確保しやすいと思いますが、郊外や僻地では、人材の確保が難しいため、全国一律で制度の確立を目指すことは無理があると考えます。部活動自体を学校から分離することや、逆に、学校の教育課程の一つに組み込み、学校教育として行うかの選択かと考えます」、「地方では、学校教育に理解のある部活動指導員の確保が難しい。特に、専門性や信頼性、人間性豊かな人物の確保といった課題が大きい」、「教員の働き方改革の一環として、部活動指導員の導入は有効な手段の一つであると捉えている。国や都道府県は市町村の実態を把握しているはず。単に文書で通知するだけでなく、予算面・人材配置面での支援に動くべきである」、「外部指導者の導入においては、担当教職員との密な連携や勤務に係る事務処理が必要となるが、それらが労力の増加につながらないよう配慮するが必要である」、「教員の中には部活動に対して、積極的な考えの教員とそうでない教員があり、その二極化が進んでいる」、「業務改善の視点で考えると、中学校教職員の部活動について、勤務時間外の活動もあり負担が大きいのが、授業とは別に得られるやりがいもある」などの意見が述べられている。

※なお、その他の質問項目1~14の全てについて、巻末の参考資料にその調査結果と分析を添えた。